

幼稚園、小中学校における9月13日以降の感染症対策の取組の強化について

報告内容

9月7日(火)時点で、国において9月13日(月)以降の緊急事態宣言の取扱いは決定されていませんが報道等によりますと、緊急事態宣言の延長が見込まれていることから、9月13日(月)以降も緊急事態宣言期間が延長された場合は、緊急事態宣言発令期間の幼稚園、小中学校の教育活動は、9月4日(土)から9月12日(日)までの対応を継続し、幼稚園では午前保育、小中学校では児童・生徒が登校だけでなくオンライン授業を受けることを選択できるようにして、幼児・児童・生徒の学びを保障してまいります。

1 9月13日(月)以降の緊急事態宣言発令期間、小中学校の授業は、児童・生徒が学校で授業を受けることとオンラインで授業を受けることを選択できるようにします。

- (1) 原則としてハイブリッド型の授業(教室での対面と自宅等でのオンラインを組み合わせた授業)を実施します。ただし、ハイブリッド型の授業の実施が難しい場合やオンラインで授業を受ける児童・生徒が多い場合には、登校している児童・生徒も教室からオンライン授業に参加するなどの対応を行います。
- (2) オンラインで授業を受けた児童・生徒については、出席扱いとします。
- (3) 9月13日(月)以降の緊急事態宣言発令期間、体育・保健体育や家庭科などオンラインで実施することが難しい教科については同じ教科の別課題を提供します。
- (4) 長時間の端末の使用は、児童・生徒への負担も大きいことから、時間を区切ってオンライン授業を実施したり、適宜休息する時間を設けたりする工夫を行います。

2 9月13日(月)以降の緊急事態宣言発令期間、幼稚園については、午前中のみ保育とします。

- 3 9月13日(月)以降の緊急事態宣言発令期間に予定している学校行事等、年間指導計画の変更が不可能かつオンラインでの対応ができないものについては、3密を避けて分散して実施するなどの感染症対策を講じた上で実施します。
- 4 中学校の部活動については、平日のみまたは、平日に加え土日や休日等の短時間実施(昼食の喫食を挟んでの長時間練習は実施しない。)とする等、これまでの感染症対策を十分に講じた対応を継続します。
- 5 これまでの感染者の感染経路において、家庭内感染が多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないため、幼児・児童・生徒と同居する方の検温の実施など、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請します。また、幼児・児童・生徒または同居する方が発熱等の体調不良の場合は積極的に登校を控えるよう要請します。その際には、登校を控えた児童・生徒がオンラインで授業に参加できるようにします。

現時点における判断であり、今後、国の緊急事態宣言や都の緊急事態措置が発出された際に変更が必要な場合は、内容を見直します。